

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

○母子・父子家庭等のかたや寡婦のかたの経済的自立を援助し、その扶養する児童等の福祉の向上を図るために、目的に応じて資金の貸付を行なっています。(貸付は鳥取県が行っていますが、申請等は市の窓口で受付しています。)

○貸付を希望される場合は、事前相談が必要です。手続きに時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

1. 貸付対象者

- (ア) 母子家庭の母、父子家庭の父(配偶者のない者で 20 歳未満の児童を扶養する者)
- (イ) 母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童等、寡婦が扶養する子
- (ウ) 父母のない児童
- (エ) 寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者)
- (オ) 40 歳以上の配偶者のない女子でア・エ以外の者(婚姻歴のない独身の方は含みません)

〈以下の場合は、貸付対象外となります〉

- ・ 寡婦または 40 歳以上の配偶者のない女子で前年度の所得は 2,036,000 円を超える場合
- ・ 申請する借入金を含む年間の借入額の返済予定額が年収の 25%を超える場合
- ・ 本資金及び他制度の貸付金の償還金、租税等の滞納がある場合(計画的に返済されている場合を除く)
- ・ 破産申立中の場合
- ・ 他の借入金の返済に充当するために資金を借りる場合

※高所得者であり、本資金の借入を受けなくても銀行等からの融資により資金調達が可能な場合は、他の制度の利用を勧める。

2. 連帯保証人について

資金の種別や金利の有無によっては貸付を受ける際に連帯保証人が必要になります。連帯保証人を立てることにより無利子でご利用いただける場合や、連帯保証人を立てずに年 1.0%の利子でご利用いただける場合などがありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

連帯保証人には以下のような条件があります

※原則として県内在住で、親族の方。申請者と生計同一でない方。

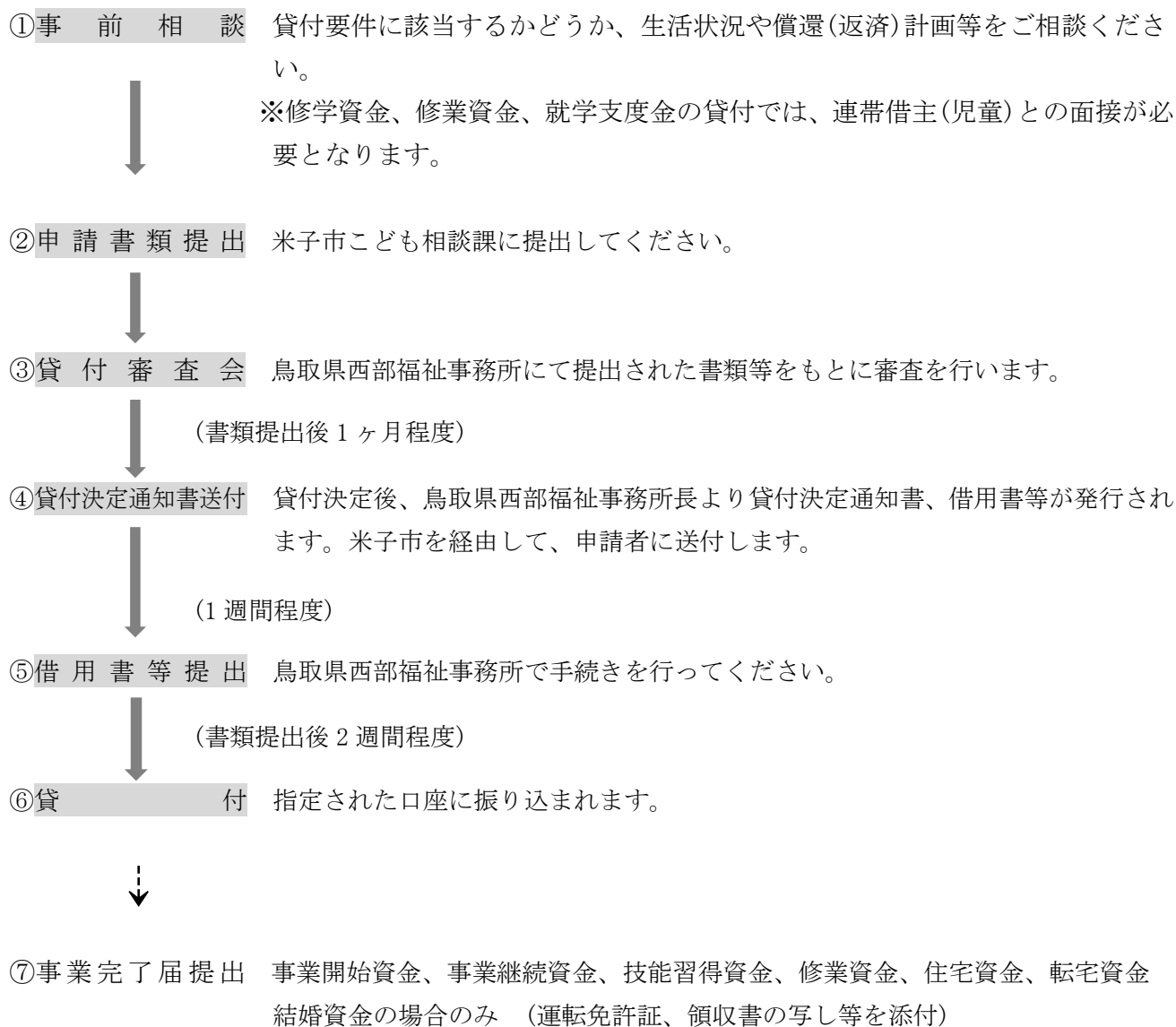
※償還完了時の年齢がおおむね 65 歳以下の方。等

3. 資金の種類・内容

目的に応じて 12 種類の資金の貸付があります。

別紙、母子父子寡婦福祉資金貸付限度額一覧[PDF ファイル]参照

4. 貸付までの流れ



※貸付ですので、必ず償還(返済)していただく必要があります。

※申請書受付から貸付金振込まで 1~2 ヶ月かかります。早めにご相談ください。

5. 高等教育の修学支援新制度による支援を受けるとき

令和2年4月1日から、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）が施行されました。
新制度による支援を受ける場合の貸付は、次の通りです。

就学支度資金

(1) 新制度による入学金の減免を受けることが決定しているとき

所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を限度額とする

(2) 申請時に新制度による入学金の減免を受けることが決定していないとき

決定前に納入を求められる場合は、所定の限度額の範囲で必要額の貸付を行う。ただし、決定後に還付を受けた場合は、当該相当額を還付のあった日から6月以内に償還しなければならない。

修学資金

(1) 新制度による授業料の減免又は給付型奨学金(学資支給金)を受けることが決定しているとき

所定の額から当該減免及び給付の額に相当する額を控除した額を限度額とする

(2) 申請時に新制度による授業料の減免又は給付型奨学金(学資支給金)を受けることが決定していないとき

決定前に納入を求められる場合は、所定の限度額の範囲で必要額の貸付を行う。ただし、決定後に還付を受けた場合は、当該相当額を還付のあった日から6月以内に償還しなければならない。